

# ごみ分別ガイド（事業者版）

## ■事業系ごみは排出者の責任で処理してください

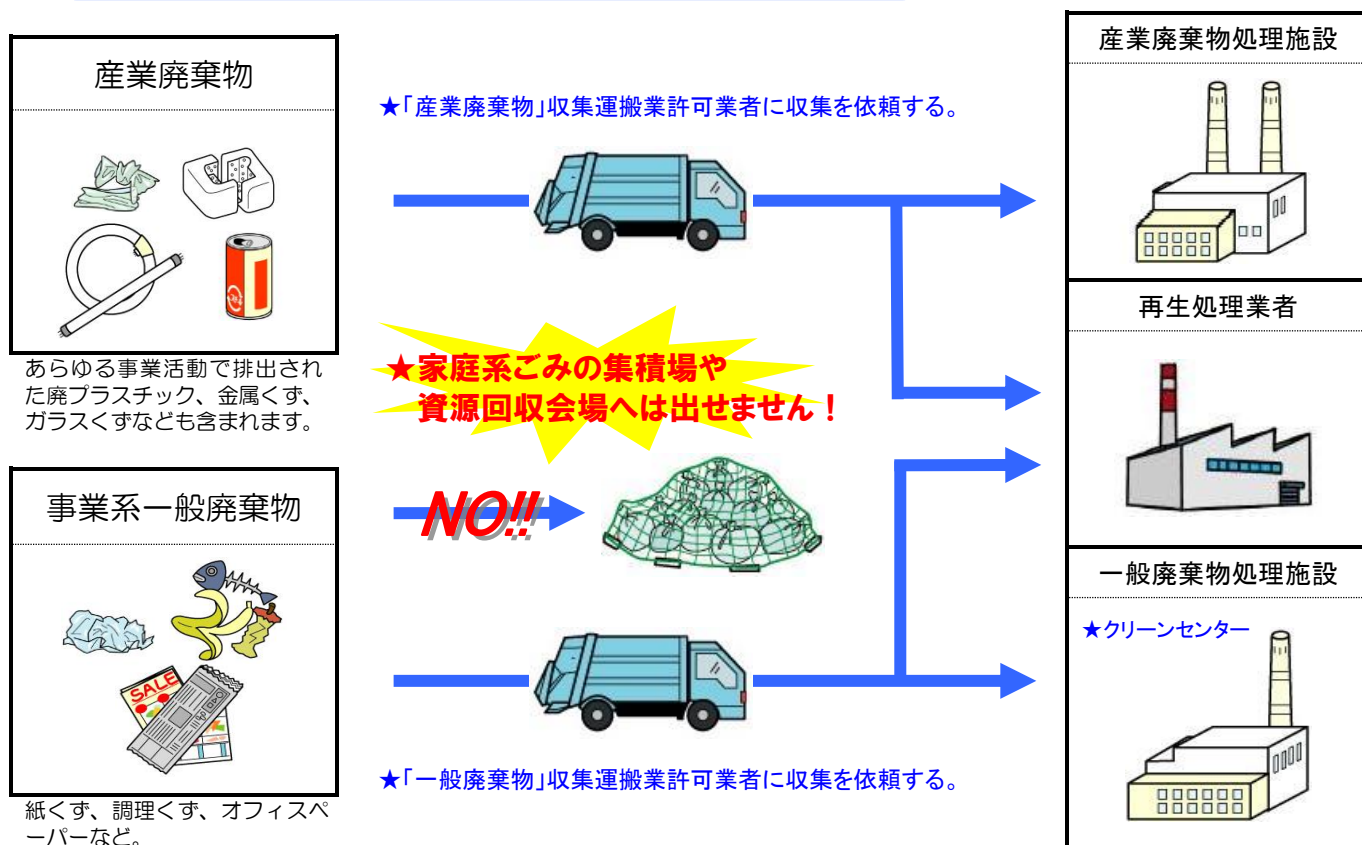
会社やお店などの事業活動に伴って排出された事業系廃棄物（事業系ごみ）は、廃棄物処理法や市の条例で事業者が自らの責任において適正に処理しなければならないと定めています。

この「事業活動」とは、製造業や建設業などに限定されるものではなく、オフィスや販売店、飲食店、娯楽施設などの商業活動や官公庁、学校、福祉施設、病院などの公共活動、農業・林業なども含み、法人か個人経営や規模の大小は問わず広い意味での活動をいいます。

事業系ごみは、排出されるごみの種類によって、産業廃棄物と事業系一般廃棄物に分け、それぞれルールに則って収集・処理することになります。

このうち、事業系一般廃棄物に該当するものについては、家庭系ごみと一緒に地域の可燃ごみ集積場や資源回収会場へ出すことはできませんので、市の許可を受けた収集運搬業許可業者に収集を依頼するか、市のごみ処理施設などへ直接搬入してください。

## 廃棄物処理の流れ



**注意1** まずは、排出抑制・再使用・再生利用により、ごみの減量に取り組みましょう。

**注意2** 事業活動により排出されるごみは、「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に分別し、適正に処理しましょう。

**注意3** 収集処理を依頼した後は、最終的にごみがどこでどのように処分されるか把握しておきましょう。

## ■産業廃棄物とは

産業廃棄物とは、「事業活動」に伴って排出されるごみで、法令で定められた以下のものです。

産業廃棄物の収集処理は、県知事の許可を受けた業者に依頼してください。

あらゆる事業活動に伴うもの	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん
特定の事業活動に伴うもの	紙くず（建設業、紙製造業、製本業等）、木くず（建設業、木材木製品製造業等）、繊維くず（建設業、繊維工業等）、動植物性残渣、動物系固形不要物、家畜の糞尿、家畜の死体

※詳しい内容については、県の担当窓口で確認してください。

まぎらわしいもの（以下のものは「産業廃棄物」です!!）

事業所等で購入した商品を梱包したビニール類やプラスチック類、発泡スチロール
飲食業で使用した食材容器、事業所内に設置した自動販売機から出た容器（缶類、ビン類、ペットボトルなど）
飲食業で使用した器・皿等（陶器類・ガラス類、プラスチック類）
運送業で使用したパレット（木製・プラスチック製）
リース業で使用した木製品
事務所で使用した電池、蛍光管、電球
事務所内で使用した金属製、プラスチック製、ガラス製の机・棚など

## ■事業系一般廃棄物とは

事業活動に伴って排出されるごみのうち、産業廃棄物以外のものを事業系一般廃棄物といいます。

市では、以下のものを事業系一般廃棄物として市のごみ処理施設で受け入れています。

市の処理施設に搬入する場合のごみの大きさについては、家庭ごみのルールに準じます。

一般廃棄物の収集処理は、市長の許可を受けた業者（次ページ一覧表参照）に依頼してください。

区分	品目	具体例
可燃ごみ	厨芥類（生ごみ）	食べ残し、売れ残り、調理くずなど
	紙くず	汚れなどで再生できないもの
	紙おむつ	医療機関や介護施設などで使用したもの
	従業員などが個人で購入し消費したプラスチック類	従業員などが個人で購入し消費したプラスチック製容器包装類で柔らかいもの。（弁当やカップ麺などの食品用容器、お菓子の包装袋などで、手で潰せる程度の硬さのもの）*イベントや行事に伴い発生したものは産業廃棄物となります。
	古布類	不要になった作業着、制服などの衣類、タオル、シーツなどの布類（化学繊維を除く）
	木くず	木製品など
	草木類	事業所敷地内の植栽の剪定や草刈で出たもの（大量の草木類は民間の処理施設で処理してください。）
資源	古紙	新聞、雑誌、ダンボール、パンフレット、カタログ、オフィスペーパー、商品を梱包した紙類など
粗大ごみ	木製品	木製の粗大ごみ（木製机、木製椅子、木製棚など）

※廃業などにより事業活動を行っていない場合も、以前の活動に伴い排出されたものは事業系ごみです。

※家庭系と事業系のごみが混在する場合は事業系ごみとして受け入れます。

※資源は再生利用するため、排出する前に分別し、収集運搬業許可業者（資源回収業者含む。）に収集を依頼してください。

※「少ししかごみが出ない」、「家庭系ごみと種類が同じ」であっても、事業系ごみとして処理が必要となります。

## ■資源の分別・有効利用に御協力ください

市内で排出されるごみの約7割を占める可燃ごみには、古紙など再生可能な資源が多く混入しています。

排出する前にきちんと分別し、資源として処理することで、ごみの減量と資源の有効利用につながりますので、御協力をお願いします。

冊子やパンフレット、ダンボールなどの古紙が可燃ごみとしてクリーンセンターへ搬入されています。紙類は資源物として資源集積センター（クリーンセンター内）に無料で搬入できます。

事前に分別して、資源物として処理しましょう。

新城市一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧

許可業者名	所在地	連絡先
浅見商店	新城市富岡字屋敷 53-1	26-0066
(株)大村商店	新城市日吉字井戸向 29-2	22-0366
小笠原建設(株)	新城市門谷字笠川 25	35-1408
(株)小栗商店	新城市字宮ノ前 34-1	22-0809
柿野クリーンサービス(有)	新城市庭野字原川 38	22-0820
(株)金山	新城市石田字万福 48-3	22-2271
(株)ごんだ	新城市庭野字東植田 38-1	22-1181
三州建設(株)	新城市大海字中貝津 16-6	25-0062
柴田興業(株)	新城市八名井字反林 7-1	26-0509
新城クリーンサービス(有)	新城市字杉山四ツ谷 4-2	23-8133
(株)瀬野運輸	新城市平井字東長田 35-7	22-1381
(有)中西組	新城市野田字西郷 55-1	22-4313
(株)丸義商店	新城市須長字八幡 1	23-5390
加山興業(株)	豊川市南千両 2-1	0533-89-0375
成和環境(株)	豊橋市東幸町字東明 5	0532-63-5131
(株)中部カレット	蒲郡市大塚町大田 29-1	0532-88-3379
トーエイ(株)	知多郡東浦町大字藤江字ヤンチャ 28-1	0562-83-3880
(株)トヨジン	豊橋市石巻本町字高嶋 53-1	0532-88-0534
(株)MARUKO	豊橋市神ノ輪町 20-2	0532-48-3718
(株)明輝クリーナー	豊橋市若松町字中山 101-34	0532-25-1026
(株)山治紙業	豊川市伊奈町並松 167	0533-73-3005

※産業廃棄物の収集運搬及び処分可能許可業者については、愛知県のホームページで確認してください。